

## 2014くらしのサポーター通信

### 「とくしま消費者のつどい」を開催しました！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・「とくしま消費者のつどい」を開催しました！

・ハガキの架空請求に注意！

□ お知らせ

□ 交流コーナー

□ コラム

お通し(突き出し)  
～無条件で買わねばならないの～

平成26年2月1日(土)に「とくしま消費者のつどい」を開催し、130名の方に御参加いただきました。

とくしま消費者のつどいでは、「体当たり啓発セレクション」と題し、消費者大学校大学院卒業生の方や消費者協会の皆様に紙芝居、寸劇、漫才を披露していただきました。次のとおり啓発のポイントをまとめました。

(1) 紙芝居「気をつけよう！うまい話とあまい罠」(平成25年度消費者大学校大学院卒業生)

このところ、もっとも被害が大きくなっている金融商品取引名目詐欺を取り上げ、劇場型勧誘による買え買え詐欺(未公開株の投資詐欺)の手口を紙芝居で分かりやすく説明していただきました。



①A社、B社から「南アフリカで鉱物資源を開発しているC社の未公開株のパンフレットが届いていないか？」という電話がかかってくる。

②「株式は上場間近で、現在、一口10万円だが、上場されると3倍の値がつく」と言われる。

③「パンフレットが届いている人しか株を買えないので、代わりに買ってほしい。高値で買い取る」と勧誘される。

④未公開株を購入しお金を払い、高値で買い取ってもらおうとA社、B社に電話するが電話が繋がらない。

⑤その後、「損したお金を取り戻しませんか」と電話がかかってくるようになり、二次被害に遭ってしまう。

(2) 寸劇「たらちゃんのお留守番」(東みよし町消費者協会)

高齢者宅を狙う点検商法の手口を、小道具や衣装を使用した寸劇で分かりやすく演じていただきました。

【登場人物】おばあちゃん、ひいおばあちゃん、たらちゃん、訪問販売業者



業者が家に訪問し、排水口の無料点検をするという。無料ならしてほしいと答えたら、業者の一人が道具を取りに帰った。作業前に無料であることを確認すると、点検は無料だが、作業は有料という。有料ならいらないと断ると、業者に「掃除してくれと言ったのはそっちだろ」と言いがかりをつけられる。たらちゃんが、おばあちゃんを呼んできて、「無料だと言った」「帰ってください!」と押し問答の末、やっと業者は帰った。訪問販売業者が来たら、返事をする前に周りの人に相談しましょう。



### (3) 漫才「日常にひそむ危険」(つるぎ町消費者協会)

近年、増加している電話勧誘販売による消費者被害について、「健康食品の送り付け商法」をテーマに笑いを交えながら、分かりやすくお話しいただきました。健康食品の電話勧誘販売業者から電話がかかってきて、「ご注文いただいた健康食品をお送りしますので12万円お支払いください」と言われる。「注文していない商品に12万円も支払えない」と言うと、「支払わないんだったら、法的措置をとる」と脅される。「12万円払えないんだったら、2万円でもいい」と言われ、承諾してしまう。また、長電話をしたので個人情報をいろいろ聞き出され、業者に販売の口実を与えてしまった。勧誘の電話がかかってきたら、近所の人、消費者協会、役場、警察などに相談しましょう。合い言葉「1に用心、2に警戒、3、4がなくて、5に相談」



### (4) 四国大学生による感想・意見発表

四国大学の学生の皆さんに、啓発を見ての感想や意見を発表していただきました。

- ・絵や劇で分かりやすく勉強できた。
- ・楽しく学べた。周りの人との連携が大事だと感じた。
- ・とても分かりやすく、みんなに見せてあげたいと思った。
- ・自身や周囲の人が被害を受けていないので、消費者被害は遠いものだと思っていたが、啓発を見て身近なものであることが分かった。周りの人に伝えていきたいと思った。



### (5) 落語「ある日のうめさん」(浜遊亭美波氏)

東京都消費生活啓発員の浜遊亭美波氏をゲストとしてお迎えし、素晴らしい話術で啓発落語を御披露いただきました。

仏壇の前で亡くなった旦那さんに話しかけるうめさんをいろいろな人が訪ねてくる。

・羽毛布団の訪問販売・・・布団にダニがわいていて体に悪いとあって、高額な羽毛布団の購入を勧めてくる。今、お金がなくても、分割払いにすればいいとあって、分割払いの書類にサインさせられる。

・床下の点検商法・・・無料だと言って床下を点検する。薬剤を散布しているのでシロアリはいないが、持参したシロアリがついた棒を見せて、シロアリがわいていると言って、薬を散布するように勧めてくる。次々販売。

・外壁工事の訪問販売・・・訪問してきた業者に今日はいろいろな人が来ると言うので、羽毛布団や床下の点検は悪質商法だから、消費生活センターに相談し、クーリング・オフするように言われた。その代わりに、自分の外壁工事を契約するように頼まれるが、人の良いうめさんも今度は断った。



## ハガキの架空請求に注意！

ハガキによる架空請求の相談は平成16年度には年間2,300件を超えましたが、平成22年度以降は年に数件と激減していました。ところが、昨年12月に入り5件の相談が寄せられるなど、再度増加のきざしが見られ、今後も注意が必要です。

問題のハガキは「訴訟問題内容通知」や「紛争問題確認書」という表題で、「以前貴方が契約していた訪問販売業者が、簡易裁判所に訴状申し入れた事を報告する。早急に連絡するように」と電話番号が大書されていますが、連絡すると個人情報を知られたり、金銭を脅し取られることにもなりかねません。

このようなハガキが届いても決して連絡せず、心配であれば消費者情報センターに相談してください。

### 紛争問題確認書

平成25年 (1) 第 518 号

この度ご通知致しましたのは、以前貴方が契約されていた訪問販売会社が不足料金ないしは契約違反に対し、同社が管轄裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターは御本人様と本件内容の正当性を確認する機関になりますので会社名、訴訟内容の確認は担当職員にて受け承ります。

しつこい電話勧誘や押しつけ商法等、悪質業者等のご相談も受けつけております。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押さえ等をしてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられますので万が一見覚えがない場合、早急にご連絡ください。

受付時間 9:00～17:00 (休日 / 土・日・祭日)

(お問い合わせ) **03-6860-4939**

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-25-22

**全国紛争処理支援センター**

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>

## 交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

## くらしのコラム

お通し（突き出し）～無条件で買わねばならないの～  
大学生が、居酒屋に入ると最初に出てくる「お通し」について疑問を呈した。ごく当たり前のことであると思っていたので、軽い驚きだった。座れば出てくるので、そんなものと思っていた。

注文をしたわけでもないのに、勝手に店側が持ってくる、客の好みも聞かないのだ。サービスであるのなら許容できるが、請求書にはカウントされているのはおかしいとの理屈だ。

消費者は必要なものを注文して、それに対して対価を払うのが当たり前である。お通しは、否応なしの、いわば押し売りに等しいのではないかと言うのが、学生たちの主張である。

お通しは日本文化なのか、押し売りなのか、判断は難しい。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 「消費生活コーディネーター」認定式を行いました！

平成26年2月1日付けで15名の方が「消費生活コーディネーター」として知事から認定され、代表者が今後の活動に向けて、「消費者活動に主体的に取り組み、「安全・安心実感とくしま」の実現に貢献してまいります」と力強く誓いの言葉を述べられました。



くらしのサポーター担当者より

「とくしま消費者のつどい」を開催したところ、多くの人に御参加いただくことができました。また、「体当たり啓発セレクション」では、最近の消費者被害の事例を元に、分かりやすい啓発を実施していただきました。ありがとうございました。

消費者被害を減らすためには、このような啓発活動が重要になってくると思います。今後ともよろしく申し上げます。